



●反則による減点ならびに注意

反則には注意1が与えられ、以下の分類にて3種類に分けられる。

Ⓐ 危険行為による反則は、注意2で減点1とする。(ただし、危険行為で減点1を取られた場合の後の、危険行為は減点2となり失格となる。)

Ⓑ 掴み等に関わる反則(違反行為)は、注意3で減点1とする。

Ⓒ その他の違反行為の反則は、注意数の規定のない物は注意2で減点1とする。但し、注意数の規定のある違反行為は、それぞれの注意数で減点となる。

※危険行為：反則行為により、相手にダメージを与える危険性のあるもの。違反行為：危険行為以外の反則行為。

※Ⓐに含まれる反則は、それぞれ違う反則でも注意を合算して減点する。(例えば、顔面殴打注意1と金的攻撃注意1で減点1となる。)

(ただし、危険行為で減点1を取られた場合の後の、危険行為は減点2となり失格となる。)

Ⓑに含まれる反則も、それぞれ違う反則でも注意を合算して減点する。(例えば、掌底押し注意1、掴み注意1、投げ注意1で減点となる。)

Ⓒは、それぞれの反則は、それぞれで注意を計算する。(例えば、場外注意1、技の掛け逃げ注意1では減点にならない。)

※減点に関しては、違う注意の減点が重なっても減点2で失格となる。

(例えば顔面殴打注意1、金的攻撃注意1で減点1。掴み注意3で減点1。以上減点2で失格となる。)

※反則の種類や度合い、悪質であると判断された場合には、注意を通り越して減点、もしくは失格となる場合もある。違反行為も審判が悪質であると判断した場合は、危険行為として反則に合算する場合もある。

以下の事項を反則とする。

Ⓐ危険行為に関わる反則

①蹴り以外(スピリットAクラス以外の上段への膝蹴りは反則)の顔面及び喉への殴打。

(手、肘、腕、による首から上への攻撃。首への攻撃は反則となる。有効技以外による殴打。)故意であるなしに関わらず、厳しく注意をとる。

②頭突きによる攻撃。

③男子選手の金的への攻撃。及び、女子選手の下腹部への攻撃。

但し、男子の出場選手には金的ファールカップ、女子の出場選手にはアンダーガードの着用を義務付ける。

女子選手の下腹部とは、帯から下(ヘソから下)から足の付け根の辺りまでの鼠蹊部(ソケイブ)の事をいう。

カップやアンダーガード着用の上で金的や下腹部への攻撃を受けた場合、反則した選手に注意が与えられ、ダメージのある選手には、1分間の休憩時間を与える措置をとる。

カップやアンダーガードの着用義務を怠り、金的や下腹部への攻撃を受けた場合は、反則した選手に注意が与えられるが、ダメージが大きくて試合を続行出来ない時は、自己の不注意による試合続行不可能として相手選手の勝ち扱いとなる場合もある。

④スピリットカラテAクラス以外の上段への膝蹴り。

⑤倒れた相手へ直接打撃を加えたとき。

⑥関節部分に関節技、あるいは首への締め技をかけること。

⑦背後からの攻撃

相手選手が完全に無防備に後を向いてしまった場合には、攻撃してはいけないが、後を向いてしまった選手には戦意放棄と見なし「場外」と同じ扱いの注意が与えられる。

⑧試合終了、あるいは主審の止めのコール後や相手が場外に出たのに攻撃すること。

※但し、プロテクターが外れたり、あるいは場外になるときに、気を抜いて相手の攻撃によりダメージを受けた場合は、審判の判断により、技有り、又は一本になる場合もあるので絶対に気を抜かないこと。試合中に気を抜いた選手には、戦意放棄と見なした警告が与えられる。

⑨中学生クラスでの大腿部への前けり・横けり

Ⓑ掴み等に関わる反則※幼年からニュージェネレーション中学生までは掴み・ひっかけはすべて反則となる。

①両手による掴み。

片手による掴みは、攻撃のための瞬間的なものを認めるが、それ以外は反則とする。両手による掴みは首相撲も含む。

掴みについては、片手で技を出す為の手段としてのみ行うものを認める。一秒を超える掴みは、反則とする。一瞬の掴みにおいて掴む部位は、帯より上の上半身部分において認める。但し、道衣の背中部分に対する掴みは反則とする。

引っ掛けに関しては、全て開手のみで行う事とする。一瞬の引っ掛けに関しては、手刀、背刀、背手、掌手の部分(手首の折れ曲る部分から先の部分)で一瞬のみ認める。手の平部分での頭部に対しての打ち込み、押さえ込み、引っ張り込みについては反則とする。但し、一瞬の技を出す為の引っ掛けは有効である。手首(折れ曲る部分)から肘の間で瞬時でも、引っ掛けると抱え込みとなり反則となる。

②両手で相手を掴んで投げること。

但し、片手で袖口を掴んで足払いをかけて倒して決めた上、残心を取った場合や崩して突き・蹴りを入れた場合は判定材料で有効となる。(瞬間的に技を掛けないと掴みの反則となる)

③掌底で相手を押す行為。相手の腕を押さえる行為や、拳で相手を押さえる行為もこれに含む。

④胸を付ける行為は反則とする。

⑤頭を付けての打合いは反則とする。悪質な場合は即、減点とする。

Ⓒその他の違反行為に関わる反則

①故意に場外に逃げる事。(場外注意)場外注意は、3回目で注意1、4回目で減点1、5回目で失格とする。

②技の掛け逃げは、反則として注意をとる。

自分が技を掛けた後、倒れ込んでしまう様な技(回転廻し蹴り等)は相手選手が反撃できない為、倒れ込んだ時に受けを行い、決めを入れる事により技有りにはならないが判定材料で有効と成る。但し、相手の攻撃が効いた時など、苦し紛れや休む為に出した場合「掛け逃げ」と判断する。(最初の1~2回は注意を取らず、指導で促し、3回目からは注意を取る)

技の掛け逃げに関しては、注意3で減点1とするが、故意であると主審が判断した場合や悪質な場合は、ただちに減点になる場合もある。

③過度な反則のアピールは、度が過ぎると注意、減点の対象となる。

選手は武道である空手の大会に出場しており、勝つためにだけに相手選手の微少な反則(軽く手が顔に触れただけや、軽い金的攻撃で大きさにはならないが判定材料で有効と成る。但し、相手の攻撃が効いた時など、苦し紛れや休む為に出した場合「掛け逃げ」と判断する。(最初の1~2回は注意を取らず、指導で促し、3回目からは注意を取る)

④審判員の指示に従わなかったり、選手として相応しくない態度、及び言動をとること。

⑤相手選手を中傷するような掛け声や、野次などをとばした場合、選手に注意や減点が与えられることがある。

⑥以上の他、審判員が特に反則と見なしたとき。

失格

① 試合中、審判員の指示に従わない時。

② 出場時刻に遅れたり、出場しない時。

③ 見合ったままの状態で30秒以上経過した時。この場合は戦意なしとして、双方失格となる。

④ 粗暴な振る舞い、悪質な試合態度とみなされた時。

⑤ 減点を2回重ねた時。(ただし、危険行為で減点1を取られた場合の後の、危険行為は減点2となり失格となる。)

⑥ 道衣の袖の長さは、肘が隠れる長さとし規定に満たない道衣で試合をしようとした時。尚、袖を折る行為は反則となるので、袖を折ったままでの試合は認めない。

⑦ 反則攻撃により、相手選手が負傷して試合続行不可能になった場合。

●ドクターストップについて

選手の方が著しく優勢の場合や主審が必要であると判断した場合には、試合終了を待たずして試合をストップして裁く事があ

る。選手が負傷のため、試合を続行することができない場合には、次の項目によって勝敗を決定する。

負傷の原因が相手の反則による場合は、故意・偶発性にかかわらず反則者の負けとする。(負傷者が出た場合、試合を継続させるかどうかは大会医師の判断で、試合の勝敗に関する事は、審判長・審判員・監査役が協議の上、決定する。)

負傷の原因が負傷者自身の不注意による場合は、負傷をした方の負けとする。(負傷者が出た場合、試合を継続させるかどうかは大会医師の判断で、試合の勝敗に関する事は、審判長・審判員・監査役が協議の上、決定する。)

●膝着状態、或いは場外際等できわどい状況で、主審が「止め」または「場外」などのコールを宣告して、ブレイクに入る状態を待たずにガードを下げ戦闘状態を解いてしまった場合、その瞬間に攻撃を受けて負傷しても、第18条のⒶ第8項が適用される

ので、競技者は注意すること。

●選手は身体に下着(シャツやTシャツ)の着用は女子のみ認めるものとする。男子は不可とする)、空手着、各クラスで認められたか、装着義務のあるプロテクター(中学クラスのインナーチェストも含む)、サポーターやグローブ類以外の物を付けてはならない。男子は体の傷等を隠すための、Tシャツ等の着用は主催者、審判団の了解した選手のみ認める。大会ドクターが認めたテーピング等は、この限りではない。指輪、ミサンガ、鼻腔拡張テープ等は必ず外さなければ試合を行う事はできないものとする。

●選手または所属する団体の責任者は、審判員の宣告に対して異議を申し立てる事はできない。

●本大会規定に定められていない問題が生じた場合、大会役員、審判長、審判員、及び試合審議役の合議によってこれを処理するものとする。